

神戸市児童虐待防止法医学診断体制強化事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図ることを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 実施主体は神戸市こども家庭センターとする。

(法医学医師の委嘱等)

第3条 本事業は法医学専門医師を委嘱して実施する。

2 医師への報酬は別に定める保健福祉局の謝礼基準による。

(事業内容)

第4条 本事業における法医学医師の職務は下記の事項とする。

(1) 主として児童虐待の事例について担当の児童福祉司等から診断を求められた場合に、当該児童について書類・写真等の資料または本人への面接により診断を実施し、初期段階での鑑定診断を行う。

(2) 児童福祉法第28条の適用が必要となった場合の家庭裁判所審判のための確定診断を行う。

(3) センター児童福祉司等に対し児童虐待における法医学的診断についての助言や指導を行う。

2 本事業の実施場所は、当該医師の勤務場所またはこども家庭センターとする。

ただし、必要な場合には、勤務場所以外の医療機関等へ出張して診断することができる。

3 本事業は予算の範囲内において必要な回数を実施する。

この場合の回数とは、児童福祉司等から診断や助言を求めた日数をあてる。

4 本事業の円滑な運営をはかるため、必要に応じて医師を交えた連絡会や研修会を開催することとする。

(その他)

第5条 本事業の実施においては、個人情報保護に万全を期すものとする。

2 本事業の実施に関し、定めのない事項はこども家庭センター所長が決定する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年8月1日より施行する。